

大和郡山市

秀長ゆかりのまち 地域応援商品券

取扱店募集要項

秀長ゆかりのまち 地域応援商品券事務局

(大和郡山市商工会)

「秀長ゆかりのまち 地域応援商品券」取扱店募集要項

1. 商品券の発行概要

商品券の名称	「秀長ゆかりのまち 地域応援商品券」
実施主体	大和郡山市
発行者	大和郡山市商工会
発行総額	約738,000,000円(最大)
券面額	1枚1,000円券
配布数量	82,000冊(最大) 1冊9,000円分(1,000円券×9枚)
配布先	令和8年2月1日時点での住民基本台帳に登録がある全市民(約82,000人)
利用方法	取扱店が取扱う商品の購入・サービスの提供等の支払代金に利用
利用期間	令和8年4月1日(水)～令和8年9月30日(水)
利用店舗	大和郡山市内に店舗のある小売店、飲食店、その他サービス業などの事業所



本券(表)



表紙(表)



本券(裏)

2. 商品券取扱い厳守事項

- ① 物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- ② 商品券と現金の交換は禁止しています。
- ③ 商品券で支払いきれない不足分については、現金またはその他の決済方法(クレジットカード、電子マネー等)でお支払いいただけます。ただし、店舗の方針により現金のみの取扱いとする場合は、利用者に対しその旨をご説明ください。
- ④ 商品返品の際の返金はできません。

- ⑤ 利用者から商品券が提示されましたら、冊子より必要枚数を切り離して商品券のみをお受け取りください。
- ⑥ 綴りから切り離された商品券は原則利用できませんが、利用者が綴りを持っており、商品券の管理番号からその綴りのものと確認できれば、利用できます。
- ⑦ 商品券の対象外商品（特売品など）や他割引企画との併用不可などを店舗で独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- ⑧ 有効期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- ⑨ 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(大和郡山市商工会)、実施主体（大和郡山市）は責を負いません。

3. 商品券の利用対象にならないもの

以下の商品・サービスには商品券を利用できません。

- ① 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ② 不動産や金融商品（土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等）
- ③ 有価証券、商品券、旅行券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ④ たばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号））
- ⑤ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和60年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑧ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

4. 取扱店の要件

取扱店として登録できるのは、以下の要件をすべて満たす事業者です。

(1) 基本要件

- ① 大和郡山市内に店舗、事業所等を有すること
- ② 大和郡山市商工会の会員であること

※商工会未加入の事業者は、取扱店登録にあたり、大和郡山市商工会への入会（入会金+年会費）が必要です。

入会金	法人 10,000円	個人 3,000円
年会費	法人 24,000円	個人 12,000円

※「秀長ゆかりのまち 地域応援商品券」の取扱店登録のみを目的として商工会へ入会される場合は、商品券の利用期間に合わせて入会することができます。

※4月加入の場合、入会金と6カ月分（4月～9月）の年会費（法人12,000円・個人6,000円）をお支払いいただきます。

（例：個人 6月加入の場合 入会金+年会費6月～9月（4か月分）＝計7,000円（3,000円+4,000円））

入会手続きの際に、特例入会を希望される旨を事務局へお知らせください。

- ③ 商品券の利用対象となる商品・サービスを提供していること

商品券の利用対象となる商品・サービス

- 小売店での商品購入
- 飲食店での飲食
- サービス業でのサービス提供
- その他、物品の販売又は役務の提供などの取引

④ 商品券の取扱いに関する本要項及び取扱店マニュアルの内容を遵守できること

(2) 除外要件

以下のいずれかに該当する事業者は、取扱店として登録できません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和60年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などを営む事業者
 - ② 特定の宗教・政治団体と関わる事業者
 - ③ 公序良俗に反する事業を営む事業者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者
 - ⑤ その他、実施主体（大和郡山市）及び発行者（大和郡山市商工会）が不相当と認める事業者
-

5. 取扱店登録方法について

(1) 登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、別紙の「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、以下のいずれかの方法で申請してください。

既に商工会の「大和郡山市商工会登録加盟店共通商品券」（以下、共通商品券）に登録済の方におかれましても業種等の確認のためご提出をお願いします。

なお、量販店、チェーン店、系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者は、各店舗ごとに申請してください。また、郵送代等申請にかかる経費は、各店舗にてご負担をお願いします。

- ① 郵送で申請
- ② FAXで申請
- ③ 持参で申請

※新たに「秀長ゆかりのまち 地域応援商品券」取扱店として登録された店舗は、商工会の「共通商品券」の取扱店としても登録されますのでご承知おきください。「共通商品券」の換金方法等については従来どおり、受け取った商品券を商工会窓口まで直接お持ち込み頂き換金させていただきます。ご不明な点は商工会までお問合せください。

【提出先】

〒639-1160 大和郡山市北郡山町 185-3
大和郡山市商工会内「商品券事務局」宛
FAX：0743-54-1229

(2) 登録申請期間

- 第1次締切：令和8年3月13日（金）13：00まで
- 最終締切：令和8年8月14日（金）まで

第1次締切以降の取扱店登録は適宜おこないます。

但し、商工会の会員になっていない場合は、商工会への加入登録が必要です（4. 取扱店の要件を参照）

【基本要件】

以下の書類を事務局へ提出してください。

- ・商工会員加入申込書
- ・反社会的勢力等排除に関する誓約書
- ・秀長ゆかりのまち 地域応援商品券 取扱店登録申請書

※上記の書類が事務局に届きましたら振込用紙を送付します。

※振込用紙到着後、1週間程度をめどに指定口座にお振込みください。着金確認後、会員として商品券取扱マニュアル、販促・換金ツール等を送付させていただきます

※追加の取扱店一覧は大和郡山市商工会のホームページを適宜更新し掲載いたします。（大和郡山市商工会のホームページ）

(3) 登録

登録申請のあった店舗、事業所等については、大和郡山市での審査を経て、取扱店として登録し、店頭に掲示していただく「取扱店表示ポスター（2種類 A3版・A5版）」、「商品券（見本）」、「換金に必要な資材一式」、「取扱店マニュアル」等を後日配布します。

登録後であっても申請内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

6. 取扱店の義務

取扱店として登録された事業者は、以下の義務を負います。

(1) 取扱店表示ポスターの掲示

利用可能店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「取扱店表示ポスター」を、利用者にわかりやすい場所（店頭・レジカウンターなど）に掲示してください。

(2) 商品券の適切な取扱い

商品券の取扱いについては、「取扱店マニュアル」に従い、適切に取り扱ってください。

- ① 利用可能店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「取扱店表示ポスター」等を利用者にわかりやすい場所に掲示してください。（店頭・レジカウンターなど）
- ② 利用者から提示された商品券が、事務局が事前に配布する「見本」と相違ないか確認してください。なお、偽造の疑いがある商品券については、受け取りを拒否し、速やかに警察へ通報するとともに、事務局までご連絡をお願いします。商品券の「見本」は、レジ担当者や商品券を取り扱うすべての店員に周知願います。
- ③ 取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、券裏面に店舗印（ゴム印）を押印し、すでに店舗印（ゴム印）があるものは、受け取りを拒否してください。
- ④ 商品券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における、商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。

特に以下の点にご注意ください。

- 商品券と現金の交換は禁止
- 商品券の交換・売買は禁止
- 利用対象外商品への利用は禁止
- 商品券裏面受領印への押印を徹底
- 取扱店控え（半券）の切り離しと保管

(3) 商品券の利用状況の報告（アンケート等）

商品券の利用状況について、アンケート調査等を実施する場合がございます。

その際は、ご協力をお願いいたします。

(4) その他

その他商品券事業の運営にご協力ください。

7. 商品券の換金について

(1) 換金受付期間

令和8年4月15日（水）～令和8年10月15日（木）

※この期間を過ぎてからの換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

※提出方法、入金期日の詳細は、取扱店登録後にお配りします「秀長ゆかりのまち 地域応援商品券取扱店マニュアル」にてご確認ください。

(2) 換金方法

・換金用伝票に必要事項（事業所コード、事業所名、商品券の枚数）を記入し、券裏面に店舗印（ゴム印）を押印した使用済商品券本体とともに、専用封筒（大型店は段ボール箱可）に入れて奈良信用金庫本店営業部にご提出ください。※**取扱店控え（半券）は提出不要です。取扱店側で大切に保管してください。**

・金融機関にて使用済商品券の確認を行い、お振込金額を確定します。

・換金手続き受付完了後、後日、商工会からご指定口座に振込によって送金いたします。

※換金用伝票と商品券の枚数が合わない場合は、**金融機関が数えた商品券の枚数を送金額**とします。

※振込金額確定の際に必要な**取扱店控え（半券）は取扱店側で大切に保管**してください。

※換金手続きの際には、**必ず商品券の枚数をご確認のうえ間違いの無いように伝票に枚数を記入**してください。

※本商品券の登録店は自動的に商工会の共通商品券の取扱店になることから、今後、お客様が提示される商品券は、従来から商工会が発行している「共通商品券」と、今回新たに配付する「秀長ゆかりのまち 地域応援商品券」の2種類となる可能性があります。

・**秀長ゆかりのまち 地域応援商品券**（今回新たに発行する商品券）

→ 奈良信用金庫 本店営業部へ持ち込み（詳細は後日送付の取扱マニュアルを参照）

・**共通商品券**（従来から商工会が発行している商品券）

→ 商工会窓口へ持ち込みのうえ換金（ご不明な点は商工会まで）

商品券の種類によって換金先が異なりますので、取扱いの際はご注意ください。

(3) 換金手数料

換金手数料は無料です（振込口座への振込手数料は大和郡山市商工会が負担します）

8. 取扱店の取消等

本要項及び取扱店マニュアルの各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

【違反行為の例】

- 商品券と現金の交換
 - 商品券の交換・売買
 - 利用対象外商品への利用
 - 商品券裏面の店舗印（ゴム印）の押印漏れ
 - 不正な換金請求
 - その他、本要項及び取扱店マニュアルに違反する行為
-

9. 個人情報の取扱い

取扱店登録申請書に記載された個人情報は、本事業の実施及び取扱店一覧表の作成・公表のために利用します。また、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び大和郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適切に管理します。

10. その他留意事項

(1) 事業の中止・変更

天災その他やむを得ない事由により、本事業を中止又は変更する場合があります。

(2) 損害賠償責任の免責

商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、実施主体（大和郡山市）及び発行者（大和郡山市商工会）は責任を負いません。

(3) その他

その他本要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局と大和郡山市が協議し、その対応を決定します。

【お問い合わせ先】 平日 9 時～17 時まで

秀長ゆかりのまち 地域応援商品券事務局（大和郡山市商工会内）

〒639-1160 大和郡山市北郡山町 185-3

商品券事務局コールセンター：0743-54-5533（直通）

大和郡山市商工会：0743-53-5955（代表）

FAX：0743-54-1229

